

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：文化財の保護と活用に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>文化財は、人々の長い営みの中で生まれ、各地で今日まで伝えられてきた国民共有の財産である。人口減少に向かい、コミュニティの姿が大きく変わろうとしている21世紀の日本社会において、各地の文化財は、地域住民の心のよりどころとして大きな役割が期待されている。一方で、近年、観光利用を通じた文化財の経済的ポテンシャルをより重視する性急な動きが顕在化しつつある。</p> <p>文化財の未来への確実な継承のために、その保護と活用のあるべき姿を検討・提示することを目的として、本分科会を設置する。</p>
4	審議事項	文化財の未来への確実な継承を実現するために、その保護と活用のあり方についての審議に関する事。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上の継続